会社法制(企業統治等関係)部会資料26に対する意見

平成30年10月24日 経済産業省企業会計室

会社法制(企業統治等関係)部会資料26「会社法制(企業統治等関係)の 見直しに関する要綱案(仮案)」に記載されている事項に関する意見は下記のと おり。

記

第1 株主総会資料の電子提供制度

4 書面交付請求

株主総会資料の電子提供制度に関する見直しを行う趣旨である、株式会社と 株主との間のコミュニケーションの質の向上という観点からは、企業と株主の 双方において電子的な情報開示や利用手段のさらなる活用が進むことが望まし い。一方で、現時点でインターネットの利用が容易でない株主への配慮も必要 であり、その点において、今回示された書面交付請求の案については、両者に 配慮がなされているものと考えられ、要綱案(仮案)の基本的な考え方に賛成 する。

しかしながら、インターネットの利用のしやすさや制度理解の浸透は、継続的に進展がみられると想定される。このため、今後の詳細な制度設計に当たっては、株主や電子的手段の利用環境の変化を踏まえた柔軟な対応が可能となるよう、ご留意いただきたい。

なお、以下 2 点については、法施行後の状況を見ながら適宜見直しがなされることを期待する。

書面交付請求の存続期間

本要綱案において、書面交付請求については、請求をした日から 1 年を経過したときに、株式会社が当該株主に対して催告を行うことで、その効力が失われることとなっている。しかし、本制度の理解浸透のための期間が一定程度確保できる場合や、制度の理解の浸透状況によっては、書面交付請求は原則として直近の株主総会資料に係るものとし、株式会社は株主が容易に書面交付を求

められるような環境を整えるべきことを法律にて規定することも検討の余地が あるのではないか。

書面交付請求を受けて書面にて交付する範囲等を定款で定めることについ て

法施行後、インターネットの利用環境がさらに向上し、株式会社から総会前に提供される情報の量や種類が増加した場合には、株式会社は、会社の事業内容、規模や成長段階等に応じた株主からの情報提供ニーズを踏まえつつ、書面交付請求を受けて書面にて交付する情報の範囲を現行の法定事項よりも限定することや、株主が書面交付請求をすることができない旨について、株主の同意により定款で定めることができるものとすることも許容される方向で検討するべきではないか。

以上